

道路境界確認証明の手引き

仙台西国道維持出張所

1. 通則

一般国道指定区間の道路区域に隣接する土地所有者、または利害関係人（以下「土地所有者等」という）から国道に隣接する土地について、道路境界との確認証明を求められた場合は本取扱いにより処理するものとする。

2. 定義

本取扱いにおける境界証明とは、土地所有者等からの申請により道路として管理している範囲を明示することをいう。

3. 申請人

確認証明の申請人は土地所有者等、または土地所有者等から委任された代理人とする。

境界証明に係る私有地等が共有地の場合は共有者全員、または共有者全員から委任された代理人を申請人とする。

4. 現地立会

申請人は道路境界確認の立会願い（様式）に関係書類を添付し現地立会の上、道路境界を確認するものとする。

境界立会の申請書に添付する関係書類は下記のものとする。

- (1) 位置図（住宅地図等）
- (2) 公図写
- (3) 委任状（代理人が立ち会う場合に必要）

5. 道路境界確認証明申請

道路境界確認証明申請書（様式）に関係書類を添付し、各2部提出するものとする。（1部はコピー可）

確認証明の申請書に添付する関係書類は下記のものとする。

- (1) 位置図（国土地理院発行の縮尺1/25000または1/50000）
- (2) 見取図（住宅地図等）
- (3) 公図写
- (4) 実測平面図（縮尺1/250または1/500）
- (5) 境界点詳細図
- (6) 座標一覧表
- (7) 登記簿謄本または抄本
- (8) 委任状（申請人が代理人の場合に必要）
- (9) その他（申請人側で必要とする求積図、求積表等）

6. 現地立会について

境界杭の確認は申請箇所から両側1点先の国交省の杭までを確認し、その対向の国交省の杭についても確認を行います。

現地に境界杭（国交省の杭）が設置されていない場合、材料は国交省側から支給し、設置（確定箇所に関し）については申請人側をお願いしているものです。

7. 図面の確認について

立会后、素図について担当者が確認を行うので、関係地権者の同意を得る前(押印前)に出張所の図面審査を受けて下さい。審査完了後、国交省側への提出図面については、出張所立会者が押印をします。その後、申請者・関係地権者の押印をもらうものとします。

8. 確認証明申請書の記入について

(1) 土地の表示

申請箇所(申請地及び申請地に接する全ての土地)を明示する。(朱書きで着色等)

(2) 確認証明を必要とする理由

単に「境界確認のため」というだけでなく、何を目的とした確認証明申請なのかを明記する。

(3) 添付書類

添付書類の名称について記入する。

9. 添付書類について

(1) 位置図

国土地理院発行の縮尺1/25000または1/50000に申請箇所を明示する。(朱書きで着色等)

(2) 見取図

住宅地図などに申請箇所を明示する。(朱書きで着色等)

(3) 公図写

1部は原本、もう1部はコピーとする。(図面に表示されていても必要)

申請箇所(申請地及び申請地に接する全ての土地)を明示する。(朱書きで着色等)

(4) 実測平面図

車道・歩道・側溝・植樹帯等、確認証明にかかわる箇所の現況を反映した図面を作成する。

境界点の名称(コン杭・プレート・国コン杭・国プレート等)、杭間距離及び横断距離を記入する。横断距離は境界全幅及び道路中心線までの距離を記入する。(対象となる杭は確定箇所の杭及び国交省の杭とする。)

境界点の種別は別紙凡例を参照のうえ記入すること。

(5) 境界点詳細図

申請地側について作成する。

(6) 座標一覧表

申請地側の境界杭について作成する。

(7) 登記簿謄本及び抄本

1部は原本、もう1部はコピーとする。

隣接地の登記簿については、申請地の両隣について境界確定図に記載されている土地所有者と登記簿に記載されている所有者が同一人物であることを確認するため、本紙又はコピーを提出してください。

また、インターネットの「登記情報提供サービス」については、登記官の認証文がないため、対外的な証明書としては利用できないことから、申請地については利用不可としますが、隣接地については利用可能とします。

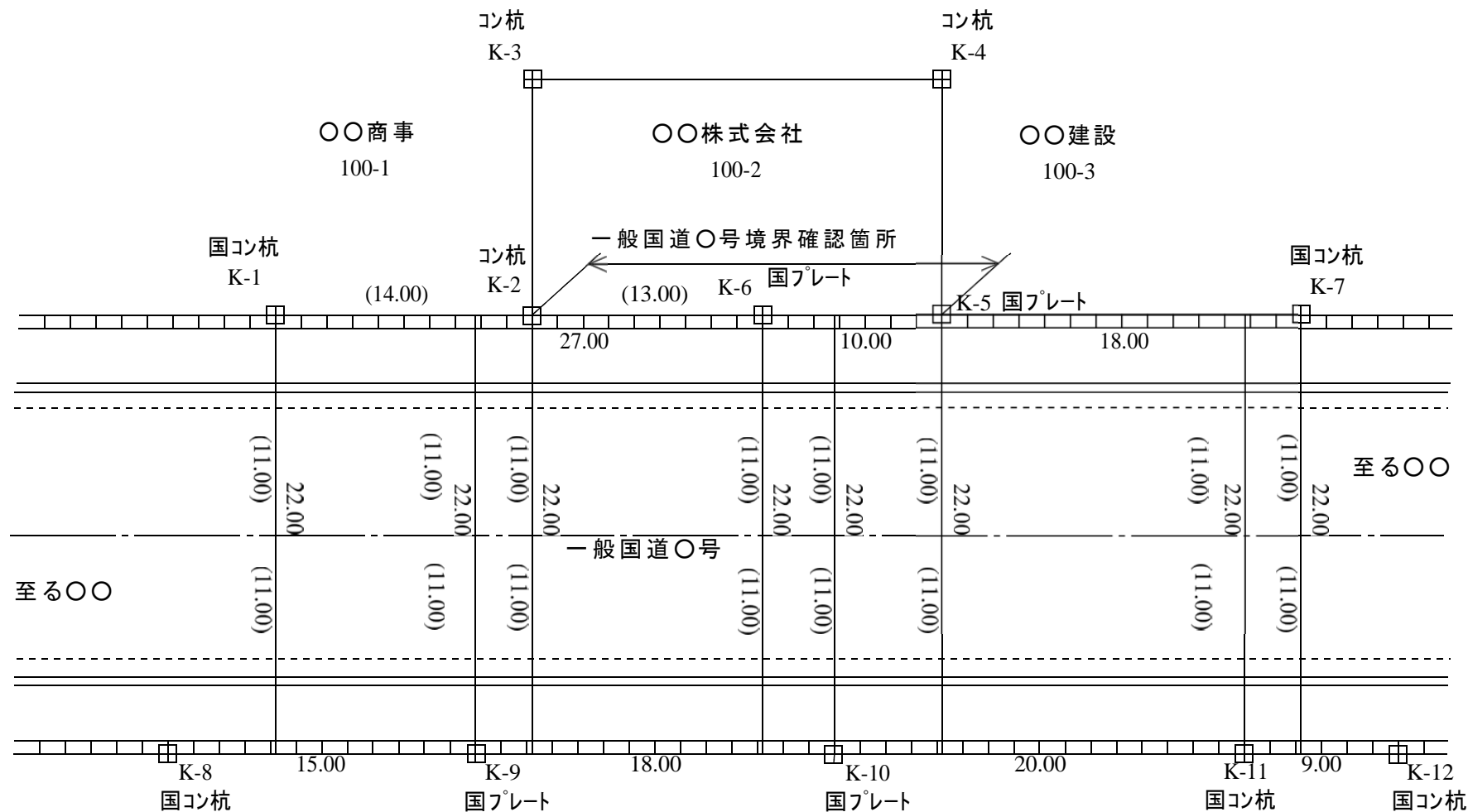
(8) 委任状

申請人が代理人の場合は申請人からの委任状が必要。

(9) その他

申請人側で求積図、求積表等が必要であれば記載する。

実測平面図 縮尺 = 1:〇〇〇



押印欄について

実測平面図に押印欄を設けること。

本図土地境界に異議ありません			
地番	同意年月日	所有者住所氏名	印
国道 管理者			

押印部数内訳書について

境界確認証明押印を複数必要とする場合は、押印部数内訳書を添付すること。

<押印内訳>

〇〇土木事務所提出分 1部

〇〇市提出分 1部

隣接者 A分 1部

隣接者 B分 1部

隣接者 C分 1部

計 5部

